

経営者保証を不要とする保証の取扱い

当協会では、思い切った設備投資や事業拡大ができる環境を整備することを目的として、経営者保証を不要とする保証を推進しています。

●金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い【金融機関連携型】

①資格要件

申込金融機関において、次の「要件1」または「要件2」のいずれかに該当し、「要件3」を満たす場合

	項目
要件1	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。
要件2	保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。
要件3	次の項目に全て該当する。
	・直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
	・直近の決算期において債務超過でない。

②対象制度

全ての保証制度が対象となります。

(推奨する商品例)

ひょうご発展支援保証「リードa」(P11)、金融機関提携保証「飛躍(ひやく)」(P16)等

●一定の財務要件を備えた経営者保証不要の保証制度【財務型】

①資格要件

申込直前期の決算において、下表の基準(a)～(c)のいずれかに該当している場合

ただし、2および3については、それぞれの項目に対し、いずれか1項目を充足する必要があります。

	項目	基準(a)	基準(b)	基準(c)
1	純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
2	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
3	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

(注)1.自己資本比率(%)=純資産額÷(純資産額+負債の額)×100

2.純資産倍率=純資産額÷資本金

3.使用総資本事業利益率(%)=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷資産の額×100

4.インタレスト・カバレッジ・レシオ=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷(支払利息+割引料)

②対象制度

「財務要件型無保証人保証」(P12)

●十分な保全により経営者保証を不要とする取扱い【担保充足型】

①資格要件

申込人または代表者等が所有する不動産の担保提供があり、保証金額の100%以上の保全が図れている場合

②対象制度

無担保要件の保証制度を除き、対象となります。

●金融機関の支援姿勢等を踏まえた経営者保証を不要とする取扱い【特例型】

①資格要件

金融機関の支援姿勢等を踏まえて、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると協会が認めた場合

②対象制度

兵庫県中小企業融資制度「新規開業貸付-経営者保証免除貸付」、ひょうご発展支援保証「リードa」(経営者保証不要プランを利用する場合)(P11)、「財務要件型無保証人・当座貸越根保証」(P20)、「事業承継特別保証制度」(P24)、「経営承継借換関連保証」(P25)等が対象となります。

また制度に関係なく、経営者保証を不要とすることが適切かつ合理的であると協会が認めた場合も対象となります。

※上記は概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。